平成２８年（フ）第１２６号
愛媛県松山市生石町607番地１
債務者　竹永　　新
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２９号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地９棟15号
債務者　池田　節子
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３２号
愛媛県松山市安城寺町174番地１　ユートピアハイツ701号
債務者　青井　武義
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３９号
愛媛県松山市南久米町265番地１　第７ゴトービル306号
債務者　植木　茂實
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４６号
愛媛県松山市高岡町362番地１　シュピーレン空港通Ｂ201号
債務者　浅倉　英美
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
高知県幡多郡大月町大字弘見3967番地66
債務者　安田　　大
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第８５号
福岡県久留米市国分町421番地３　佐藤マンション103号
債務者　末松　理加（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１２８号
宮崎県西都市大字三宅4262番地１　菊池隆行方
債務者　杉田　洋子
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１号
宮崎県小林市堤2689番地21
債務者　三上　洋子
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１５５号
沖縄県南城市大里字仲間1219番地３
債務者　宮城　祥伍
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０号
沖縄県石垣市字石垣311番地　メゾングランデ302
債務者　比嘉香代子
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第５４号
北海道余市郡余市町黒川町18丁目５番地８
債務者　鈴木裕美子
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１０５号
青森県上北郡七戸町字森ノ上111番地２　協和団地２－１号
債務者　高松　正美
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
岩手県北上市上野町３丁目２番44号　八重樫住宅Ｆ棟
債務者　高橋あや子
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第５８号
富山県中新川郡立山町芦峅寺室堂　ホテル立山従業員寮、住民票上の住所滋賀県守山市二町町30番地40
債務者　新井　並枝
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
山梨県都留市小野1310番地　市営権現原団地２－202
債務者　加藤美恵子
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
長野県諏訪郡富士見町立沢1157番地６
債務者　小林　賀子
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部